

令和4年度第1回

釧路圏域障がい者が暮らしやすい 地域づくり委員会

議 事 録

日時：令和4年（2022年）5月31日（金）13時30分開会

場所：釧路総合振興局3階会議室

（オンラインシステム併用による開催）

1 日時

令和4年(2022年)5月31日(火) 13時30分から15時38分まで

2 場所

釧路総合振興局3階会議室(オンラインシステム併用による開催)

3 出席者

別紙「出席者名簿」のとおり

4 議事等

- 開会
- あいさつ(滝島社会福祉課長)
- 委嘱状の送付及び委員会に係る留意事項について(事務局)
- あいさつ・自己紹介(地域づくり推進員、地域づくり委員、地域づくりコーディネーター、事務局)
- 障がい者の虐待防止・権利擁護について
- 北海道障がい者条例について
- 障害者差別解消法の一部改正について
- 障害者差別解消法認知度調査結果について
- 釧路圏域の取組について
- 北海道ケアラー支援条例について(情報提供)
- 質疑・意見交換
- その他連絡事項
- 閉会

4 議事(報告事項)

(1) 開会【事務局(三浦主査)】

(2) あいさつ【滝島社会福祉課長】

本日はご多忙の中、今年度第1回目の開催となる本委員会にご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

皆様方には、日頃から、障がい福祉の最前線に立って、それぞれのお立場で障がいのある方々と直接お会いになり、生活を支える助言など、障がいがあっても暮らしやすい地域づくりにご尽力いただくとともに、保健福祉をはじめ道行政の推進についても格別のご理解とご協力をいただいていることに、改めて厚くお礼申し上げます。

本委員会は、本年度、委員の改選をさせていただき、新たに4名の委員の皆様をお迎えして以降、初めての開催となる。

また、一昨年来からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ここ2年間は書面開催であった。

本日は、オンラインを併用した形とはなるが、令和元年10月以来、久しぶりの対面形式による開催となる。

道では、すべての障がいのある方々が、希望する地域で暮らせる社会を実現させるという理念等に基づき、障がい者福祉計画や障がい者基本計画を策定して、障がい者の虐待防止や差別の解消、就労、社会参加への支援に対する様々な施策を推進している。

この、障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会については、平成22年に施行された北海道障がい者条例に基づき、道内振興局ごとの14圏域に設置され、条例等の趣旨を踏まえまして、公平・中立な立場で、障がい者の虐待や差別、様々な暮らしづらさなどを解決を図ることとされている。

また、障がいを理由とする差別や不利益、権利に支障が生じる事案等の申立があった場合に招集され、問題解決に向けて、あっせん案を協議し、解決に向けて導いていくという役割も担っている。

本日は、委員改選後、初めての開催となるため、障がい者虐待防止や権利擁護についての概要や、北海道障がい者条例、障害者差別解消法の一部改正等についてご説明させていただき、釧路圏域の取組についても情報提供させていただく。

そして、最後に情報共有等の場を設けさせていただく予定のため、それぞれのお立場やこれまでの豊富な経験を踏まえて、積極的に情報提供をいただきたい。

(3) 委嘱状の送付及び委員会に係る留意事項について【事務局（三浦主査）】

本委員会は、本年度に改選し、公募の委員の皆様も含めて新たな体制でスタートさせていただいたところであるが、例年であれば、集合形式での開催で、改選後初めての委員会開催時の冒頭に、それぞれの委員の皆様へ委嘱状を手交させていただいていた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症における感染予防対策等の観点から、今回は集合とオンライン併用による開催としているため、今回、ZOOM参加いただいている委員の皆様には、委嘱状を後日郵送させていただくのでご理解いただきたい。

会場で参加の委員の皆様には、お手元に用意しているので、本日お持ち帰りいただきたい。

次に、委員会に係る留意事項等について説明させていただく。

本委員会は、道の条例に基づき設置している委員会で、道の附属機関等の委員となるため、他の道の附属機関等委員会との重複による制限のほか、公募や推薦に際しての年齢の制限も設けられている。

また、委員会については、個人情報等に係る部分については一部非公開となるが、原則公開であるとともに、皆様の氏名及び役職は出席者名簿という形で、資料等と合わせて当局ホームページに掲載させていただくほか、そして、皆様の発言内容等について議

事録を作成するが、議事録は発言の趣旨をとらえて作成し、皆様の確認を受けた上で、出席者名簿等と同じく、当局のホームページに掲載させていただくので留意いただきたい。

(4) あいさつ・自己紹介

大川原推進員、地域づくり委員、地域づくりコーディネーター、事務局職員があいさつ・自己紹介を実施（出席者名簿記載の15名）

(5) 障がい者の虐待防止・権利擁護について

資料1を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(6) 北海道障がい者条例について

資料2を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(7) 障害者差別解消法の一部改正について

資料3を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(8) 障害者差別解消法認知度調査結果について

資料4を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(9) 釧路圏域の取組について

資料5を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(10) 北海道ケアラー支援条例について（情報提供）

別添①から⑤を用いて、事務局（三浦主査）から説明

(11) 質疑・意見交換

【佐藤みちる委員】

北海道ケアラー支援条例について、ケアラーとヤングケアラーで受けられる関連事業が違うことに違和感を感じる。

例を挙げると、別添④の相談支援体制の上から3番目のヤングケアラーコーディネーターの配置、地域づくりのオンラインサロンの開設はヤングケアラー同士の悩み相談とされており、別添⑤でもそうだが、ケアラーとヤングケアラーで関連事業が異なるのはいかがなものかと思う。

また、別添③によると、ヤングケアラーの定義が18歳未満の者となっているが、高校3年生で18歳になってしまった人はヤングケアラーとして支援が受けられないので

はないか。

18歳になっても高校生の間はヤングケアラーの人たちと同じような支援が受けられるようになってほしい。

【事務局（三浦主査）】

条例が施行されたばかりであるため、具体的な課題等については、今後議論してさらにより良いものに整備されて行くものと思われる。

ケアラーは主に高齢、障がい、地域福祉部門が、ヤングケアラーはケアラーのうち18歳未満の者と定義され、教育部門が所管となっているが、条例の目的達成のため、関連事業も含めて連携体制やその支援等について継続的に協議が必要だと考えている。

【齊藤委員】

釧路圏域の取組で、昨年からは緊急時の受け入れ・対応事業を実施しているとあるが、私自身、こういったものが実施されていることを知らなかった。

また、この事業では、利用対象者が釧路圏域8市町村に在住する障がい者、福祉サービス対象者とあるが、福祉サービスを受けていなくても介護者が急病などで支援が必要な状況になることが予想されるため、誰でも受けられる形ではなければ意味がないのではないか。

【五ノ井委員】

緊急時の受け入れ・対応事業については、重度障がい者でなければならない等の制限があると聞いているが、齊藤委員も話していたが、制限なく誰でも受けられるものが必要だと考える。

【事務局（三浦主査）】

利用対象者が重度障がい者というのは、釧路市が実施している拠点事業となる。

釧路圏域8市町村での緊急時の受け入れ・対応事業については、重度障がい等の制限はなく、障がい者というくくりになっているが、齊藤委員、五ノ井委員の意見のとおり事前登録などを含めて、実際には受託先の設備の問題もあり、ある程度の制限がある状況となっている。

【佐々木コーディネーター】

私自身、釧路圏域の拠点整備に関して、今回の緊急時の受け入れ・対応事業が整備、契約されるまでの釧路圏域の協議会での議論に同席しており、経緯を把握しているが、受け入れ施設の設備機能の問題、搬送の問題、緊急時の受け入れ後の処遇の問題など課

題は多々あると感じている。

また、私も釧路市の協議会でも要職に就かせてもらい、その協議会でも多くの議論をしているところであるが、管内の社会資源も限られており一筋縄では行かない状況下にあることをご理解いただきたい。

【小池委員】

佐々木コーディネーターからお話いただいたとおり、釧路市でも拠点整備の一環で事業を展開しており、釧路市での各種協議会や委員会、家族会等から情報発信しているところである。

この釧路市の重度障がい者等を対象とした事業と、釧路圏域での緊急時の受け入れ・対応事業の皆様へのさらなる周知や広報、利用しやすい体制づくり等について、今後の課題だと感じている。

(11) その他連絡事項

【事務局（三浦主査）】

次回は、障がい者差別解消法についての合理的配慮等を議題にして開催予定である。詳細な議題等については、大川原推進員と協議の上、決定次第お知らせする。

開催時期は、11月頃で、今回と同様にオンラインと会場参加形式での開催を予定している。